

JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務

委託仕様書

令和 8 年 5 月

四條畷市 総合政策部 企画広報課

1 業務名

JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 予算限度額

2,492,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 226,545 円）

※本金額は契約締結時の予定価格の上限を示すものであり、提案内容を踏まえ決定する。

4 対象場所

JR 忍ヶ丘駅前西広場周辺（四條畷市岡山東一丁目地内）

※別紙資料「業務の対象範囲とスケジュール」で示すとおり。

※具体的な実施場所は協議のうえ決定する。

5 業務の趣旨

本市は、駅前における賑わいを創出すべく、将来的な整備を見据えて令和8年度において、空間デザインによる滞留効果の検証を行う社会実験（以下「デザイン実験」という。）と、イベント利用時における駅前空間の利便性及び諸課題の把握を行う社会実験（以下「イベント実験」という。）の2通りの社会実験を予定している。

本件は、前述の社会実験のうちデザイン実験により将来的な整備に必要な分析結果を得ることを目的とし、単なるデザイン設計や備品調達を行うものではなく、駅前空間において人々の滞留及び周辺商業地等への回遊を促す仕掛けづくりや、公共空間としての景観性、機能性及び安全性を総合的に設計し、デザイン実験の実施を支援する業務である。

また、滞留効果の検証に当たって人流データの活用を含めた効果的な手法をもって実施するほか、デザイン実験のみならずイベント実験時等も含めて人流解析

を行う業務である。

そのため、地域団体、関係事業者及び本市の協力事業をはじめとするイベント等との連携・調整を図りながら、状況に応じて柔軟に対応し、円滑に業務を遂行するための企画力及び実行力が求められるものである。

6 業務内容

受託者は「5 業務の趣旨」を踏まえ、次の業務を実施するものとする。

※提示する金額の範囲内で、下記以外に実施可能な取組がある場合は、提案書において提案すること。

(1) 滞留空間の創出に向けた空間デザイン案の作成

①デザイン実験は、駅前空間における滞留環境の創出及び回遊性向上等の可能性を検証することを目的とし、令和8年9月から12月のうち1週間程度を目安に実施するものとする。なお本期間は目安とするものであり、期間の拡大に関する提案を妨げるものではない。

②デザイン実験の実施に当たっては、仮設的なストリートファニチャーや人工芝等を活用した空間デザイン案を提示すること。なお、具体的な実施時期及び期間については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

③デザイン案の作成に当たっては、次の事項を考慮すること。

- ・ 駅利用者の動線
- ・ タクシーやロータリー等の交通機能
- ・ 歩行者の安全性
- ・ 周辺景観との調和
- ・ 公共空間としての利便性及び快適性

④デザイン実験における空間活用の可能性を比較・検証する観点から、次の2通りの空間活用パターンについてデザイン案を作成すること。なお、実施についてはいずれか一方の方法によることを想定とする。

- ・ 車道及び歩道を一体的に活用した場合の空間デザイン案
- ・ 歩道空間のみを活用した場合の空間デザイン案

⑤車道及び歩道を一体的に活用する場合は、タクシーロータリー及び道路の通行止めを行うことを想定した提案とすること。

⑥滞留を促す仕掛けや空間の活用方法を含めた提案とすること。

⑦作成したデザイン案については、必要に応じて簡易的なゾーニング図及び配置図等を作成するとともに、俯瞰及び利用イメージが把握できるデザインパース等により可視化すること。

(2) デザイン実験に向けたスケジュールの作成と課題整理

①デザイン実験の実施に向け、準備、実施及び撤去までの工程を整理したスケジュールを作成すること。

②デザイン実験の実施に当たり想定される課題を整理するとともに、関係機関との調整事項、安全対策及び運営体制等について検討し、円滑な実施に向けた対応方針を示すこと。

(3) デザイン実験に向けた準備

①デザイン実験の円滑な実施に向け、関係機関との協議に必要な資料作成等について支援を行うこと。

②安全対策について検討するとともに、警察等との協議により交通誘導員の配置が必要とされた場合は、必要な人員を確保すること。

③デザイン実験の周知に当たり、チラシ・ポスター等のデザインを行い、下記の必要部数を作成すること。なお、チラシ等の納期については、本市と協議のうえ決定するが、概ねデザイン実験の1ヵ月前までの納品を目安とすること。

チラシ【A4カラー両面】

・必要部数：5,000枚

ポスター【A0カラー片面】

・必要部数：100枚

(4) 滞留空間の創出に向けた仮設工作物の提供

①空間デザイン案に基づき、滞留空間を創出するために必要な仮設工作物を提供すること。

②仮設工作物は、人工芝、ベンチ、テーブル等のストリートファニチャー、幼児向け可動式遊具等を基本とし、駅前空間の地形や景観に応じて提案するものとする。

③社会実験の実施に合わせて仮設工作物の設置を行うとともに、実験終了後には原状回復を前提とした撤去作業を行うこと。

④設置及び撤去作業に当たっては、歩行者及び交通の安全確保に十分配慮するとともに、周辺環境及び景観に配慮すること。

⑤仮設工作物については、転倒防止措置等、安全確保に必要な対策を講じること。

(5) デザイン実験のほか、イベント時における人流データの解析及び検証

①デザイン実験及びイベント実験時における滞留効果及び傾向、空間利用の満足度、回遊行動の変化等を解析するため、人流データの活用を含めた効果的な手法について提案すること。

②提案した手法に基づき平常時との比較を含めた調査を実施するとともに、結果の集計及び分析を行うこと。

③デザイン実験時に本市が実施するアンケート結果について、取りまとめのうえ分析を行うこと。

(6) 報告書の作成

9 成果品に記載する事項を含めた報告書及び報告書（概要版）を作成し、本市へ提出すること。

7 関係機関との協議

社会実験の実施に当たり必要となる道路使用許可、道路占用許可等の各種手続きについては、原則として本市が主体となり行うものとする。

受託者は、必要に応じて資料作成等について協力するものとする。

8 打合せ

業務の実施に当たり、本市と必要に応じて打合せを行うものとする。

9 成果品

成果品は次のとおりとする。

なお、成果品は電子データにより提出することとし、報告書及び報告書（概要版）は令和9年3月上旬を目安に提出するものとする。

(1) 報告書 一式

報告書には次の内容を含めること。

- ① 空間デザイン案
 - ② 社会実験の実施状況（写真を含む）
 - ③ アンケート結果
 - ④ デザイン実験の効果分析
 - ⑤ 効果分析による考察
 - ⑥ 今後の検討課題
- (2) 報告書（概要版） 一式
- (3) チラシ及びポスター 一式

10 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償するものとする。

11 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

12 個人情報の保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に管理すること。

13 著作権

本業務により作成された成果品の著作権は、本市に帰属するものとする。

14 その他

(1) 本業務の内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容を踏まえ、本市と受託者の協議のうえ決定するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(3) 契約締結後、四條畷市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けた

場合は、契約を解除することがある。